

「水道料金体系のあり方について」

令和2年9月2日
第4回経営審議会 資料1

1. 道内主要都市の専用水道事業者数	1
2. 水道料金体系のあり方		
1) 小口使用者の適正な料金体系	2
2) 大口使用者の適正な料金体系	3
3) 超大口使用者、専用水道事業者の水道利用促進など	4
4) 公共用の料金体系	5
5) 料金体系見直しのまとめ	6
3. 答申書（案）	別紙 資料2

帯広市上下水道部

道内主要都市の専用水道業者数(施設能力別)

(単位:施設)

施設能力 m ³ /月	札幌市	旭川市	函館市	釧路市	苫小牧市	小樽市	北見市	江別市	帯広市	計	構成割合
～ 500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
501 ～ 1,000	6	0	0	1	0	0	0	0	0	7	2%
1,001 ～ 2,000	46	0	0	1	0	0	3	1	1	52	16%
2,001 ～ 3,000	54	2	0	1	0	2	1	0	5	65	20%
3,001 ～ 4,000	28	1	0	1	0	1	0	0	5	36	11%
4,001 ～ 5,000	28	1	0	0	0	0	1	0	3	33	10%
5,001 ～ 6,000	15	2	0	0	0	0	1	1	0	19	6%
6,001 ～ 7,000	11	1	1	0	0	0	0	0	2	15	5%
7,001 ～ 8,000	11	1	0	0	1	1	0	0	0	14	4%
8,001 ～ 9,000	11	0	1	0	1	0	0	0	0	13	4%
9,001 ～ 10,000	12	0	0	0	0	0	0	0	2	14	4%
10,001 ～	41	5	1	0	1	0	2	3	3	56	17%
合計	263	13	3	4	3	4	8	5	21	324	100%

※ 統計資料「北海道の水道平成30年度版」 専用水道資料 1日の施設能力より算出

(参考)

	前回の資料 超大口使用者 ⑦1,000m ³ /月を超える超大口使用者に 逡減性の従量料金単価 253円/m ³ を施設	参考 500m ³ /月を超える超大口使用者に 逡減性の従量料金単価 253円/m ³ を施設
見直し対象者	延件数 約170件 実事業者数 約28件	延件数 約550件 実事業者数 約92件
見直しに必要となる財源	約 21,500千円(税抜)	約 37,500千円(税抜)

1) 小口使用者の適正な料金体系 (主に一般家庭など20m³/月以下の利用者)

見直しの考え方

水道利用者の8割以上を占める小口使用者に対して、利用者の負担が軽減されるように従量料金を引下げる

<前回のケース②>

【水道料金表】(1か月・税込)

メーター口径	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)			
		10m ³ までの部分	10m ³ を超え 20m ³ までの部分	20m ³ を超え 50m ³ までの部分	50m ³ を超える部分
13mm	990円	49.5円			
20mm	1,210円	現行 89.1円	現行 264円	319円	341円
		見直し後 75.9円	見直し後 253円		
		増減 △13.2円	増減 △11円		
25mm	1,430円	現行 118.8円	一般用		
		見直し後 95.7円			
		増減 △23.1円			
40mm ~ 200mm	5,984円 ~ 95,051円	-			

【見直しの対象者】

給水メーター口径	延件数	全利用者のうち
口径13mm	約 31,200件	6.4%
口径20mm	約 378,700件	77.4%
口径25mm	約 13,200件	2.7%
口径40mm以上	約 5,000件	1.0%
合計	約 428,100件	87.4%

【見直しに必要となる財源】(税抜)

給水メーター口径	必要財源額
口径13mm	約 3,700千円
口径20mm	約 98,800千円
口径25mm	約 6,200千円
口径40mm以上	約 1,000千円
合計	約 109,700千円

2) 大口使用者の適正な料金体系 (主に業務用など50m³/月を超える利用者)

見直しの考え方

従量料金の逡増度を緩和するため、主に業務用などの50m³/月を超える従量料金の最高単価を廃止する

<前回のケース①>

【水道料金表】(1か月・税込)

メーター 口径	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)			
		10m ³ まで の部分	10m ³ を超え 20m ³ まで の部分	20m ³ を超え 50m ³ まで の部分	50m ³ を超える部分 【廃止】
13mm	990円	49.5円	264円	319円	現行 341円 見直し後 319円 増減 △ 22円
20mm	1,210円	89.1円			
25mm	1,430円	118.8円			
40mm ～ 200mm	5,984円 ～ 95,051円	—	一般用		

【見直しの対象者】 延件数 約 6,600件 (全利用者の 1.3%)

【見直しに必要となる財源】 約 42,300千円 (税抜)

3) 超大口使用者、専用水道事業者の水道利用促進など

(主に病院やホテルなど1,000m³/月を超える利用者)

見直しの考え方

1,000m³/月を超える使用者や地下水専用水道事業者に水道使用や地下水からの転換を促進し水道料金収入の確保を図るため、逓減性の従量料金などを導入する

<前回のケース㊦> 逓減性の従量料金単価の新設

【水道料金表】(1か月・税込)

メーター 口径	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)					1,000m ³ を 超える部分 【新設】
		10m ³ まで の部分	10m ³ を超え 20m ³ まで の部分	20m ³ を超え 50m ³ まで の部分	50m ³ を 超える部分		
13mm	990円	49.5円	264円	319円	341円	現行 341円 新設 253円 増減 △ 88円	
20mm	1,210円	89.1円					
25mm	1,430円	118.8円					
40mm ～ 200mm	5,984円 ～ 95,051円	—					

【見直しの対象者】

延件数 約170件 実事業者数 約28件
(全利用者の0.03%)

【見直しに必要となる財源】

約 21,500千円 (税抜)

<前回のケース㊧> 地下水から水道へ転換した場合の給水装置負担金を軽減

【見直しの対象者】 地下水専用水道事業者

【見直しに必要となる財源】 なし

<前回のケース㊨> バックアップ料金制度の廃止

【見直しの対象者】 13事業者 (15施設)

【見直しに必要となる財源】 約800万円/年

4) 公共用の料金体系 (主に国・道・市の施設)

見直しの考え方

一般利用者との負担の公平性を確保するため、公共用の用途区分を廃止する

<前回のケース>

【公共用：水道料金表】(1か月・税込)

メーター 口径	基本料金	従量料金 (1mにつき)				
		10mまで の部分		10mを超え 20mまでの 部分	20mを超え 50mまでの 部分	50mを 超える部分
13mm	990円	49.5円	現行 公共用 【廃止】	319円	341円	374円
20mm	1,210円	89.1円		見直し後 一般用	264円	319円
25mm	1,430円	118.8円	増減		△ 55円	△ 22円
40mm ～ 200mm	5,984円 ～ 95,051円	—				

※料金体系見直し前の従量料金単価比較

【見直しの対象者】 延件数 約 1,300件 実施施設数 約210施設 (全利用者の 0.3%)

【見直しに必要となる財源】 約 17,200千円 (税抜)

料金体系見直しのまとめ

水道料金表(1か月・税込)

(一般用・公共用)

メーター 口径	基本料金	従量料金	
		10mまでの部分	
		現行	見直し後
13mm	990円	49.5円	
20mm	1,210円	89.1円	→ 75.9円
25mm	1,430円	118.8円	→ 95.7円
40mm ～ 200mm	5,984円 ～ 95,051円	-	

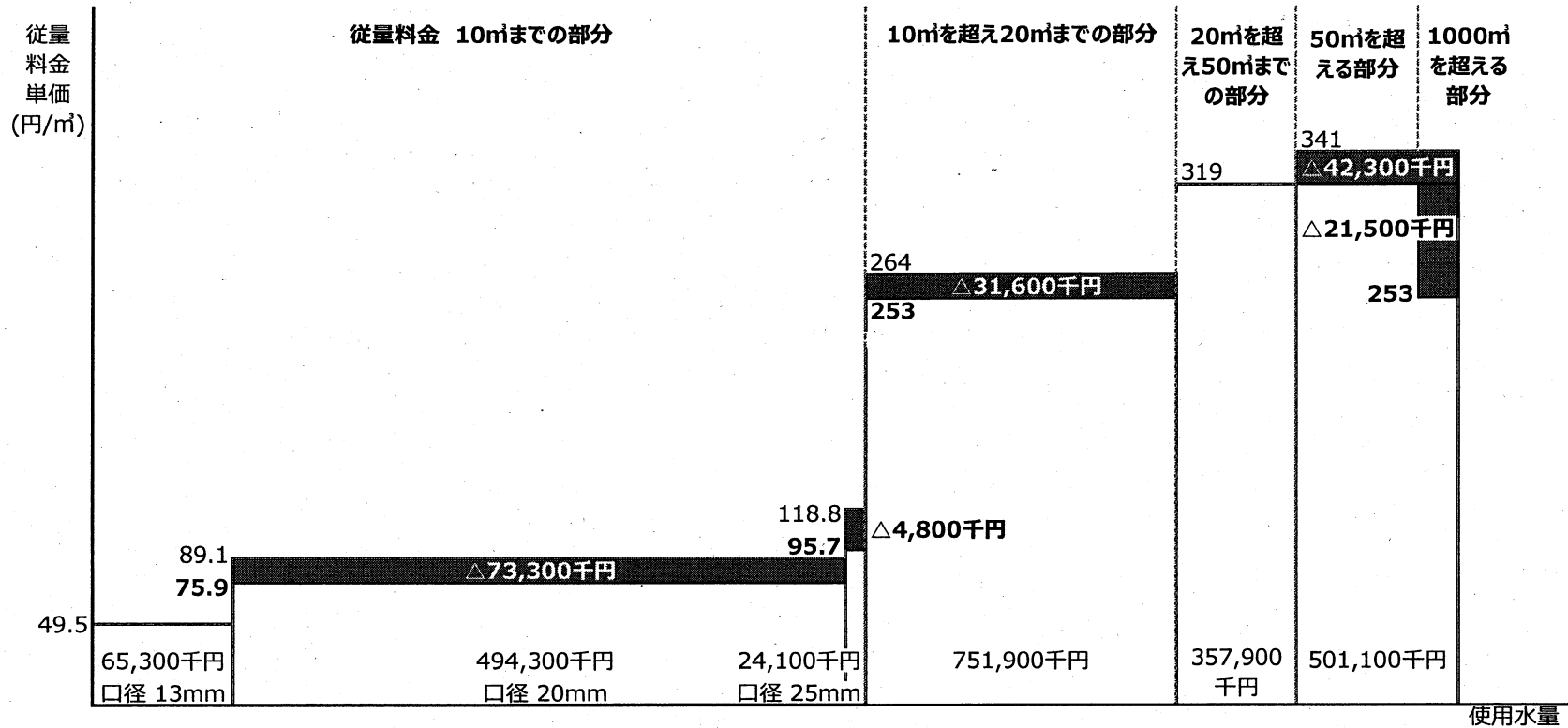
	従量料金 (1mにつき)			
	10mを超え20mまでの部分	20mを超え50 1000mまでの部分	50mを超える部分	1000mを超える部分
	現行	見直し後	廃止	新設
一般用	264円 → 253円	319円	341円	253円
公共用 廃止	319円	341円	374円	

<見直しの対象者>

	延利用件数	うち見直し対象 延件数	割合	(参考) 見直し対象とならない利用者
口径13mm	約 87,700件	31,200件	35.6%	10m/月以下の利用者
口径20mm	約 382,300件	378,700件	99.1%	基本料金のみ利用者(使用水量0m)
口径25mm	約 13,400件	13,200件	98.5%	基本料金のみ利用者(使用水量0m)
口径40mm以上	約 5,700件	5,000件	87.7%	基本料金のみ利用者(使用水量10m/月以下)
合計	約 489,100件	428,100件	87.5%	

(臨時用・浴場用除く)

料金体系見直しのイメージ図(一般用の従量料金単価と影響額)



<見直しに必要となる財源>

1.小口使用者	10mまでの部分	口径20mm	△ 73,300千円
		口径25mm	△ 4,800千円
	10mを超え20mまでの部分		△ 31,600千円
	小計		△ 109,700千円
2.大口使用者	50mを超える部分		△ 42,300千円
3.超大口使用者等	1000mを超える部分		△ 21,500千円
	バックアップ料金制度の廃止		△ 8,000千円
4.公共用料金体系			△ 17,200千円
合計			△ 198,700千円